

議案第百十号

港区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成二十五年十一月二十七日

提出者 港区長 武井雅昭

港区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
港区職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十年港区条例第六号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中「一類感染症」の下に「、新型インフルエンザ等感染症」を加える。
付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

防疫等業務手当の支給対象業務に、新型インフルエンザ等感染症の患者等に接触する業務を追加するため、本案を提出いたします。